二　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ　当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ　当該変更に係る組織再編成等実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五　［略］

（法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の組織再編成等実施計画の公表）

第百十四条　金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る組織再編成等実施計画を提出した金融機関等の商号又は名称、当該組織再編成等実施計画の内容及び当該組織再編成等実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る組織再編成等実施計画の変更の認定をした場合にあっては、前条第二項第四号イに掲げる書類（第百四条第二号に掲げる書類に限る。）を含む。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第百十五条　金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により組織再編成等実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された金融機関等の商号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定の申請）

第百十五条の二　法第三十四条の十五第一項に規定する主務省令で定める期間は、四月とする。

（基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の提出）

第百十五条の三　法第三十四条の十五第一項の規定により基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画を提出する金融機関等は、別紙様式第十三号により作成した基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一　法第三十四条の十五第一項の申請の理由書

二　第百四条第二号から第四号までに掲げる書類

三　実施した組織再編成等の内容及び実施時期を記載した書面

二　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ　当該変更に係る実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ　当該変更に係る実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三　法第三十四条の十第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四　［同上］

イ　［同上］

ロ　当該変更に係る実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五　［同上］

（法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の実施計画の公表）

第百十四条　金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称、当該実施計画の内容及び当該実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更の認定をした場合にあっては、第百四条第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表）

第百十五条　金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］